

令和5年第5回教育委員会定例会

開会年月日 令和5年3月9日（木）

場 所 教育委員会室

出席者 教育委員会 教育長 堀 和 夫
同 委員 岡 田 行 雄
同 委員 坂 口 節 子
同 委員 中 田 尚 代
同 委員 仲 山 英 之

議 題

1 議案

- (1) 議案第13号 練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則を廃止する規則

2 請願・陳情

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
(2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

3 協議

- (1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

4 報告

(1) 教育長報告

- ① 令和5年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について
② 令和5年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について
③ 令和5年度における物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の実施について
④ 学校給食多子世帯負担軽減補助金について
⑤ 「学びのガイド～令和4年度 全国学力・学習状況調査等 練馬区の結果から～」の作成について
⑥ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
⑦ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し（案）について
⑧ その他

開 会 午前 10時00分
閉 会 午前 11時28分

会議に出席した者の職・氏名

教育振興部長

教育振興部教育総務課長

同 教育施策課長

同 学務課長

同 学校施設課長

同 保健給食課長

同 教育指導課長

同 副参事

同 学校教育支援センター所長

同 光が丘図書館長

こども家庭部長

こども家庭部子育て支援課長

同 こども施策企画課長

同 保育課長

同 保育計画調整課長

同 青少年課長

同 子ども家庭支援センター所長

三 浦 康 彰

櫻 井 和 之

枝 村 聡

杉 山 賢 司

柴 宮 深

唐 澤 貞 信

山 本 浩 司

風 間 浩 也

小 野 弥 生

山 崎 直 子

小 暮 文 夫

山 根 由美子

佐 藤 重 康

清 水 輝 一

吉 川 圭 一

石 原 清 年

橋 本 健 太

教育長

それでは、ただいまから、令和5年第5回教育委員会定例会を開催する。
案件書に沿って進めさせていただく。
本日の案件は、議案1件、請願・陳情2件、協議1件、教育長報告7件である。

- (1) 議案第13号 練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則を廃止する規則

教育長

初めに議案である。議案第13号 練馬区立学校におけるパーソナルコンピュータの管理運営に関する規則を廃止する規則について。
それでは、この議案についての説明をお願いします。

教育施策課長

資料に基づき説明

教育長

では、ただいまの説明について、ご意見、ご質問等があればお願いします。
よろしいか。
それでは、議案第13号については、決定とさせていただいてよろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、議案第13号は決定とする。

- (1) 令和4年陳情第1号 ゲノム編集食品・植物を学校で使用しないことなどを求める陳情書〔継続審議〕
- (2) 令和4年請願第1号 感染対策としての「黙食」中止を求める請願〔継続審議〕

教育長

次に、請願・陳情である。継続審議中の請願・陳情2件については、事務局より新たに報告される事項や大きな状況の変化はないと聞いている。したがって、本日のところは継続としたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 旭丘・小竹地区における新たな小中一貫教育校の設置について〔継続審議〕

教育長

次に、協議案件である。継続審議中の協議1件については、本日のところ継続とし、次回以降に協議を行いたいと思うが、よろしいか。

委員一同

はい。

教育長

それでは、そのようにさせていただきます。

(1) 教育長報告

① 令和5年第一回練馬区議会定例会における一般質問要旨について

教育長

次に、教育長報告である。本日は7件のご報告をさせていただきます。
それでは、報告の①番について説明をお願いします。

教育総務課長

資料に基づき説明

教育長

では、資料2の説明について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

資料4ページの「教育について1」の答弁(3)に、「小学校では介助員による支援を、中学校では、教員の話の翻訳者が文字に起こし、スマートフォンに表示する支援を行っている」とあるが、どのぐらいの児童生徒がその支援を受けているのか教えていただきたい。

学務課長

令和4年5月1日現在において、難聴学級にいる在籍者数は、小学校が36名、中学校が10名である。そのうち、このスマートフォンによる支援を受けている方は5名である。

翻訳者は登録制で、現在31名の方にご登録いただき、交代で支援をしていただいている状況である。

教育長

少し補足させていただく。

現在難聴学級は、小学校は旭丘小学校と石神井小学校に2校、中学校は開進第二中学校に1校ある。ただいま申し上げたのが、その人数であるが、この子たちが毎日ここに来ているわけではなく、週に1回といった決められた日にやって来る。であるから、一遍にこの何十人がやってくるわけではない。そのときに、介助員がいたり、それから通訳をしてくれる支援員がいたりということである。

学務課長

こちらは通級学級になっているので、週に数回程度、在籍学校のほうから難聴学級のほうに、きこえの教室というようなところに通級する形になっている。

仲山委員

では、ふだん在籍している学校に通っているとき、不自由は感じないのだろうか。

学務課長

このスマートフォンによる支援というのが、開進第二中学校の社会科の教科の時に行っている支援である。学校の先生が話す内容をマイクで拾って、そちらを翻訳者がパソコンで文字を起こし、それを希望する生徒のスマートフォンに表示をするというような支援を行っている。生徒1人に1台タブレットが配付されたということで、タブレットでの活用ができないか試行してみたところ、文字の配置する位置や大きさに少し課題があり、活用に困難が生じたということが分かったという答弁になっている。

仲山委員

社会科の時にスマートフォンによる支援を行っているという話だったが、ほかの教科のときは大丈夫なのか。

学務課長

ほかのときには、学校ごとに、例えば席を前にするとか、あとは教員が横について分かりやすく話をするといったような支援を行っている。社会科の教科では、例えば地図を見ながら授業を受けたりといった、ほかの教科に比べて副教材を使うことが多いため、そうした支援を行っている。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

7ページの「熱中症対策について」の中で暑さ指数という言葉がある。学校では、この暑さ指数を測定して、運動が可能かどうかを判断するという答弁だが、これはどういったものか教えていただきたい。

また、誰がその暑さ指数を読み取って判断し、決めていくのか。事故が起こると大変なことになるかと思うので、そこら辺の学校の運用の状況も含めて教えていただきたい。

保健給食課長

まず、暑さ指数については、それぞれの学校に1台ずつ計測するセンサーがある。これはよく昇降口の辺りに置いていることが多いけれども、そちらをそれぞれ教員が、学校によって異なるが、当番制であったりといった形で、毎日チェックして、この指数が一定以上になった場合、体育の授業や屋外の活動をしないというようなことを話している。ご質問では、センサーをわざわざ見に行くのではなく、職員室で表示できるようにすればすぐ分かるので、そういった導入はどうかというご提案だったが、それに関して施設的なものも含めて返答しているところである。

教育長

よろしいか。

ほかにないか。

仲山委員

8ページの「香害について」の答弁（2）に、「保護者に対してリーフレットの配布やメールでの啓発を二度に渡り行った」とあるが、このリーフレットの配布や啓発でどういうふうに対処できたのか。具体的に症状を訴える人に対して啓発だけで何か解決したのかお伺いしたい。

保健給食課長

このケースでは、非常に香りに敏感で、柔軟剤とか、そういったものの臭いがなかなか受け付けられない子がいる学校だった。例えば、よく言われるのは給食当番の白衣などを、それぞれが家に持ち帰って、洗濯をして、また持ってくるわけである。このときに、ご自宅で使用している柔軟剤の臭いが当然ついているので、それが該当の子供にはなかなか耐えられない。そうしたことに関して、大変な思いをしている子がいるといったリーフレットを区で発行しているものがあるので、これを全校生徒に、保護者に向けてお配りをした。また、メールなどで、そういうふう苦しんでいる子供もいるので、お宅に持ち帰ったときに柔軟剤などに配慮していただきたい、と。要するに使わないという選択肢もあれば、臭いの強くないものとかいろいろあるけれども、そうしたことをお願いするというのを該当の学校では行った。

教育長

ほかにあるか。
坂口委員。

坂口委員

2ページの答弁(3)で、「子供の相談環境について、学校教育支援センターでは、メールによる相談を行っており、令和4年度の相談件数は316件である。今後は、全児童生徒に配付したタブレットなどから、いつでも相談やSOSを発信できる(仮称)子ども相談アプリを導入し、夜間休日も速やかに回答を得られる環境を整備する」とあるが、どのようにして夜間・休日も速やかに答えられるシステムを築かれるのか、環境などを少しご説明いただければと思う。

学校教育支援センター所長

今、導入を検討している(仮称)子ども相談アプリについては、子供のほうから24時間送信ができる。また、回答については、年末年始を除いて夜間、夜間というのは、お子さんたちのタブレットが使える時間帯が午後10時までのため、午後5時から10時までの間だが、その間は、SNS上でやり取りをして、相談した内容について、その場でお答えを返す、というようなことを予定している。

教育振興部長

やり方については、今、学校教育センター所長が申し上げたとおりであるが、今までこういったものについては直営で職員が対応していたものを、ある程度ノウハウを持っている事業者に外部委託をすることで、長時間、対応することができるようにというところで今検討している。

教育長

よろしいか。
どうぞ。

坂口委員

子供たちの相談内容を、いろいろとファイリングすれば、こんな質問にはこう答えたらいいというアドバイスがたくさんありそうな気がする。今、お話を伺うと、午後10時まで、どなたか専門の方がいらして、適切な答えをなさるとのことだけれども、想定の問題、例えば、朝起きられなくて、学校に行きにくいという質問に対して、いろいろなアドバイスがあるが、それらをまとめたアプリができそうな気がする。

学校教育支援センター所長

現在、直営で行っている教育相談メールのほうでの職員の回答を私も全て目を通している。本当に様々なことを聞いていて、それこそご家庭の親御さんとのやり取りについて相談してくる子供もいれば、何年も前のいじめのお話を思い出して相談してくるお子さんもいる。非常に個別性が高いメールのやり取りを行っているが、来年

度以降は、事業者のほうに委託する。もちろん、反復性のあるようなものであればAIを活用し、累積した知識の中で答えていく方法も今後出てくるのかなとは思いますが、現在見ている状況だと、やはり人が答えていくほうが適切という感触は持っている。また、今後、相談環境の中では、そういったAIの活用や一問一答みたいなどの技術もどんどん開発されていくと思うので、ぜひ注視していきたい。

教育長

ほかにないか。
中田委員。

中田委員

12ページに紙おむつの定額利用サービスについて、保護者の方の手間や負担が大きく減るといったメリットがあるかと思うが、おむつの会社を通してやり取りするとき、保育所自体の負担はないのか、また、使用済みのおむつは保護者と事業者どちらが処分しているのか、事業者の場合、廃棄に対して補助があるのかお聞きしたい。

保育課長

まず、2点目の廃棄についてだが、保護者の方に使用済みのおむつはお持ち帰りいただいている。区のほうで事業系廃棄物として処理している。また、私立保育園に対しても、事業系の処理をできるような形で、区から財政支援を行っているので、他自治体でまだお持ち帰りがあるという報道もあるが、区内ではないと認識いただいてよろしいかと思う。

1点目でお尋ねいただいた紙おむつのサブスクリプションサービスの保育士側の負担であるが、逆にこれを行うことで負担が減っているのが実態である。これまでは、保護者に、名前を全部書いた上でおむつを持ってきていただき、枚数の管理をしながらおむつを替えて、足りなくなったら保護者に補充のお願いをしていたけれども、このサービスを使う場合には、サイズごとに押し入れみたいなどころに入っていて、それをそのまま使用するだけなので、枚数確認の負担も大分減ってくる。また、サービスの利用を開始またはやめるときの対応は、全てメールで、保護者の方が事業者と直接やり取りをするので、保育園側からすると、おむつを置いておくスペース、畳1畳分ほどのスペースであるが、そこを確保すれば、負担は逆に減るのかなと思っている。保護者側からも、保育士側からも、良い形になっていると考えている。

中田委員

保育士の方の負担が多いといった報道もあったので、こういう形で少しでも負担が減るといいのかなと思った。よろしく願います。

教育長

ほかにないか。
岡田委員。

岡田委員

2ページの「不登校対策について2」の質問(3)に「不登校保護者のつどい」という言葉がある。これは私の意見であるが、私が校長のときに、不登校保護者会を実施していた。あの当時は、たしか20数名の不登校の子供がいた中で、3、4名の保護者の方がいらして、子供の状況について情報交換をした。保護者の方からは、孤立感がすごくあった中で、悩みを共有できる場があつてすごくよかったという感想をいただいた。区の定期的な講演会や相談会とかでも効果があると思うが、それとともに、学校単位でも考えていただけると、保護者の方も少し安心できるかなと感じたので、検討していただければと思う。

学校教育支援センター所長

学校教育支援センターでも、岡田委員がおっしゃるように、不登校のご家庭の孤立感是非常に大きいものがあると感じている。昨年行った不登校実態調査の結果の中でも、やはりそういった声が多く聞かれているし、学校教育支援センターで行っている、不登校のお子さんのご家庭と一緒に合宿に行く、親子合宿の中でも、そういったご意見を多くいただいている。

現在のところは、不登校のお子さんが多い学校もあるが、少ない学校の場合は、親御さんの交流会の設定が難しいため、学校教育支援センターの保護者交流会と銘打った中でまとめて交流を行ったり、適応指導教室をご利用されているお子さんの保護者の方たちの交流会の場を設定しているところである。各学校の交流の場のようなものに関しても、今後、研究していきたいと考えている。

教育長

ほかにないか。

それでは、報告の①番を終了する。

② 令和5年度練馬区立少年自然の家の臨時休館について

教育長

それでは、次に、報告の②番をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

では、本件について、ご質問等があつたらお願いをする。
よろしいか。

では、報告の②番を終わる。

- ③ 令和5年度における物価上昇に伴う学校給食食材購入費補助の実施について
- ④ 学校給食多子世帯負担軽減補助金について

教育長

それでは、報告の③番と④番についてである。いずれも関連する案件であるので、一括して説明をさせていただき、質疑も一括してお願いしたいと思う。
それでは、報告の③番と④番の説明をお願いします。

保健給食課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、一括して説明をした。これらについて、ご質問等があったらお願いします。
岡田委員。

岡田委員

資料5について教えていただきたい。対象が第2子以降であるということで、実際の手続としては、区のほうから、この補助金をご家庭に支払われるのか、それとも学校に直接支払われるのかが1つと、それから、補助対象期間が令和5年4月からとあるが、これはしばらく続くのか、これからの見通しなど、もし、お答えできるようだったら少し教えていただければと思う。

保健給食課長

まず、実際の手続についてだが、基本的には、該当者をこちらのほうでピックアップし、そのリストをそれぞれの学校にお渡しすることを考えている。これに基づいて、通常であれば、それぞれの児童生徒の口座から引き落としをする給食費を、学校のほうで引き落としをしないという手続で考えている。

また、これからの見通しについてだが、当面は、今年度分の費用を計上しているわけであるが、来年度、再来年度以降どうするかについては、子育て支援あるいは少子化対策という趣旨を考えると、一定程度継続しなければならないものと認識している。

教育長

今のお答えであるが、保護者にお渡しするのではなく、学校に直接お支払いをし、保護者からは徴収しないという取扱いをさせていただくことにしている。
ほかにないか。
仲山委員。

仲山委員

この事業にお金を投入することによって、何かほかの事業に影響はないのか。

保健給食課長

まず、この事業に対して、例えば、国の補助金といった、特定財源があるわけではない。この財源としては、財政調整基金というものの中からできている。財政調整基金、財政調整金というものをためたものであるが、この基金を取り崩して、少なくとも来年度に関しては実施すると聞いている。基本的な考え方はそれと同じで、そうしたものを切り崩して使うということであるので、例えば、ほかの教育関係の事業で使うはずであったお金を調達するというわけではないので、直接影響が出ることは基本的にはないはずである。

仲山委員

財政調整基金はどのぐらいあるのか。

保健給食課長

財政調整基金全体でどれぐらいかというのは、申し訳ない、承知していない。先ほど説明した、この事業に使う8億6,400万余に関しては、これの中で取り崩せば使えるということで聞いている。

教育長

ほかにないか。
よろしいか。
では、報告の③番と④番を終了する。

⑤ 「学びのガイド～令和4年度 全国学力・学習状況調査等 練馬区の結果から～」の作成について

教育長

それでは、報告の⑤番をお願いします。

教育指導課長

資料に基づき説明

教育長

ただいまの報告について、ご質問等があればお願いします。
仲山委員。

仲山委員

資料6-2の1ページ目の三つの柱の中に、「思考力、判断力、表現力等」とあるが、今回の結果を見て、ここの部分が不足しているのかなと感じた。特に3ページ目の理科の傾向分析で、小学校第6学年には、「分析して解釈することに課題が見られ

る」とある。それから、中学校第3学年には、「実験結果の考察の妥当性を検討したり」というところに課題があるということで、思考力だとか判断力に問題があるということ、このデータは示しているのかなと感じた。特に、中学校のほうでは、「エネルギー」、「粒子」、「生命」、「地球」という4つの領域に関する得点を書いてあるけれども、「エネルギー」の得点が低く、これはどちらかといえば具体的に目に見えるものではないという、抽象的なものに対して得点が低くなっているのかなと思う。今、タブレットを使った教育が進み、情報だけはいろいろ得ることができるという状況で、要は、知識は増えているが、その後の考察力だとか、自分の考え方を持つということに関して、十分にできていないのかなと、その辺りを何か手を打つ必要があるのかなということを感じた。

少しご意見を伺えればと思う。

教育指導課長

情報、知識や技能のほうはある程度身につくけれども、思考力、判断力、表現力という課題は今現在というよりも、もっと以前から課題として取り上げられてきたかと思う。特に今回、中学校3年生の「エネルギー」を柱とする領域の問題というのは、ばねばかりを使った実験をして、2人の子供がグラフに表した。1人の子供は、原点を通る比例になっている。もう一人の子供は、原点を通るけれども比例ではない。そういう2人の解釈を、どうすればよりはっきりと、この考察を確かなものにしていくことができるかというような、かなり高度な考えを求められる問題であった。結果を基にして何が分かるのか、分からないとすれば、さらに何をすればもっと分かるようになるのかといったところを子供たちに求めていくことが必要なところだと思っている。現行の指導要領では、探求的な学びというのを非常に大事にしているところで、理科の学習においては、実験・観察を中核としながら、最後の考察をいかに深めていくかというところを、また今後の課題として取り組んでいきたいと思っている。

教育長

よろしいか。
ほかにないか。
仲山委員。

仲山委員

国語についてだが、最近、小学校・中学校に限ったことではなく、大人も含めて、読解力が不足していることが話題になっている。いろいろな調査結果もそういうことを示しているが、今回の結果の「読むこと」という部分に関しては、かなりいい得点が出ているので、小学校・中学校の段階では、それほど問題ないという解釈でよろしいか。

教育指導課長

この結果を見ると、一定程度の理解は子供たちも進んでいるところではある。しか

し、書くことに関しては継続して課題がある。例えば、小学校の問題では、ある子供たちの話合いの様子を見て、あなたが誰々だったらどのように話をするかということを書き記述する問題が出たが、やはり自分の考えを整理し、文章で表現するといった書く力、考える力というところに、今回も課題があるということが調査結果で明らかになった。

教育長

ほかにはないか。
よろしいか。
では、報告の⑤番を終了する。

- ⑥ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し（素案）に寄せられた意見と区の考え方について
- ⑦ 第2期練馬区子ども・子育て支援事業計画中間見直し（案）について

教育長

それでは、次に、報告の⑥番であるが、⑦番と関連しているので、一括して説明し、質疑も一括でお願いしたいと思う。
それでは、説明をお願いします。

こども施策企画課長

資料に基づき説明

教育長

それでは、本件について、ご質問等があればお願いします。
どうぞ。仲山委員。

仲山委員

資料7の2ページの「4 区民からの意見（要旨）と区の考え方」のNo. 1で「結婚支援は、区単独よりも、都道府県単位など広域で取り組むほうが効果的であると考えます」と書いてあるが、都道府県単位の議論の場へ上げるためには、実際にはどうやって、どういう手続を踏むのか。

こども施策企画課長

最近の報道でも分かるように、国や東京都のほうでも、結婚支援策を新たに検討し、進めているところである。広域的な支援は国や東京都のほうで進め、区のほうでは、実際に子育てについて、様々な、身近な自治体として支援を充実させていくという形で、それぞれの役割を担っている。

それと、令和4年4月から、東京都が子供政策連携室という新たな組織を立ち上げ

ていて、こちらの組織と区のほうで、様々に意見交換をさせていただいている。

教育長

あとは、例えば、23区の区長が集まっている特別区長会や、教育長会、様々な部長会、課長会などがあったりする。そういうときに、予算上や制度上の要望を取りまとめて、東京都や国に上げることがある。そういう中において、出てくるケースもある。練馬区教育委員会では、子育て、児童福祉分野があるので、教育長会では、学校教育関係になってしまうけれども、福祉主管部長会という子供関係の部長会もあるし、そういったところで希望することがあったり、ただいまあった東京都の組織と連携を取って直にやるとか、様々な方法でやらせていただいている。いずれにしても今回の少子化というのは、国策として、まず、全体レベルで上げなくてはいけないため、一自治体でできることは限られている。先ほど報告した多子世帯への給食費の無償化も少子化対策の一環として行うもので、区としては、やれるところはやっていくけれども、逆に国や東京都が行ったほうが効果的であったり、ローカルな自治体だけでは処理できないものもあったりするので、そういうことも一緒にやらせていただいている。

仲山委員

分かった。

教育長

ほかに何かあるか。

坂口委員。

坂口委員

この資料を基にいろいろな施策が決まってくれたらと思いながら、1枚ずつ読ませていただいた。

1つだけ質問だが、資料7の4ページのNo. 9に、ファミリーサポート事業についての料金を500円にしてほしいとか、援助会員は1時間1,000円の報酬にしてほしいとあるが、現状はどうなっているのか。

子ども家庭支援センター所長

ファミリーサポート事業については、全国的な仕組みであって、住民相互の支え合いで育児を支えていく制度である。現状、ファミリーサポート事業の利用料金については、平日であれば1時間当たり800円、土日であれば900円で設定されている。

坂口委員

ファミリーサポート事業が始まって以来、金額は同じなのか。

子ども家庭支援センター所長

料金については、事業開始当初から800円という形で実施している。

坂口委員

これは私の意見なのだが、やはり子供が生まれるとお金がかかるため、2人目、3人目がなかなか考えられない。こういう声を大事にして、支援を考えてもいいのではと思った。

子ども家庭支援センター所長

こちらにも記載しているが、利用会員、援助会員、様々なご意見をいただきながら制度を実施している。ただいまご意見いただいたように、利用者の方々の声、それから援助会員の声を含めて対応していきたいと考えている。

教育長

ほかにないか。

岡田委員。

岡田委員

資料8-2の30ページに「②子どもと家庭の総合相談件数の推移」がある。平成25年から令和3年までに、特に育児しつけ等や養護相談に関する件数が多くなっているが、もう少し具体的に相談内容を教えていただきたい。それから、朝、散歩していると、最近若い男性の保護者の方が保育園に子供を連れていく姿をよく見かける。男性も育児にすごく関わっているなとも思うけれども、女性の相談だけではなくて男性の相談もあるか、例えばどんな相談があるかとか、具体的な内容が分かれば少し教えていただきたい。

子ども家庭支援センター所長

まず、1点目の具体的な相談内容についてだが、近年、核家族化や地域との関係が希薄化する中で、子育てについてなかなか相談が難しいといった状況がある。それに加えて、お子さんの特性等も含めて悩む保護者の方が多いのかなと認識している。具体的には、育児の中でどのように子供と関わったらいいいのか、怒らないでどうやって対応したらいいのか、といったことなどをお伺いされる方が非常に多くなっている。我々としては、育児等の対応については保健相談所や様々な機関と連携しながら、子育てをサポートしている。

2点目の男性からの相談についてだが、申し訳ない、具体的にどんな相談があったかは持ち合わせていないけれども、我々が聞いているところでは、地域の子ども家庭支援センターでは、男性が育児に参加しやすくなるような講座をやっている。例えば、練馬の子ども家庭支援センターでは、土曜日に木のおもちゃ等を用意して、お父さんとお子さんが一緒に遊べる場の提供をしている。その中で男性同士は、日頃の悩み、例えば、どういうふうに関わったらいいいのかとか、父親としてどういった形で育児参加したらいいのかなど情報交換をしながら、一緒に遊びつつ対応していると

いうところを聞いている。そういったニーズがあるということで、我々としては引き続き、そういった事業を含めて対応できればと考えている。

教育長

よろしいか。
ほかにないか。
中田委員。

中田委員

資料7の4ページに、一時預かり事業の予約がしづらいという意見がある。保育園のほうは待機児童ゼロになっているけれども、この保育園で実施する一時預かり事業の現状と、今後、預かり先を増やしていく見込みがあるかを教えてほしい。

保育課長

1点目の保育所での一時預かり事業の状況についてだが、今、区内の保育所だと、区立保育園で2か所、私立保育園で29か所、合わせて31か所で一時預かり事業を展開している。ただ、利用実績が、少し伸び悩んでいるというのが最近の実態になる。というのも、コロナ禍において、感染対策の観点上、お子さんの状況が分からない中受け入れるのが、なかなか難しいといった声があり、令和2年、令和3年と、ピーク時のおよそ2割の状況、年間で1,800人ぐらいであるけれども、これぐらいまで利用実績が落ちた。今後についてだが、私立保育園のほうから、新型コロナウイルスからの回復後の対応とか、また、その他も人員配置等でいろいろ課題もあると聞いているので、こういった形でこの一時預かりを増やしていけるのか、聞き取りなども行いながら検討しているところである。

教育長

よろしいか。
ほかにないか。
坂口委員。

坂口委員

これからの子育ての中で、やはり一番大変なのは26ページの「⑩ 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）」だと思う。共働き家庭はどうしても増加傾向にあり、対策を求められていると思うが、いかがか。

子育て支援課長

今まで保育園に入れなくて、保育園をたくさんつくって入れるよう頑張ってきた。そのお子さんたちが学齢期に達すると、当然学童クラブの需要が増えてくる。また、加えて、幼稚園に通っていたお子さんの保護者の方で、子供が小学校に上がったので、働きたいと思われる方も増えてきているため、かつては4人に1人ぐらいの小学校

低学年のお子さんが学童クラブを希望されていたが、今は3人に1人ぐらいになってきている。今後、さらに増加していこうと考えている。

一方、保育園と違って、放課後、小学校のお子さんが自分の足で歩いて学童クラブに行くことを考えると、どこにでもつくれる話ではない。特に校内化を進めているが、学校の施設規模と、在籍している児童数の兼ね合いからすると、学童クラブとして使わせていただくお部屋を確保するのが難しい状況でもある。

そんな中で現在、全校、ねりっこクラブの設置を進めていて、来年度は、65校中52校まで出来る。引き続き、ねりっこクラブの全校実施に向けて尽くしていく。あとは、令和3年度から始めた、これはあくまで待機児童対策ではあるけれども、ねりっこプラスという、「ひろば」が終わった後に、学童クラブに準ずる事業の実施をやっているところではあるが、なかなか追いつかない現状がある。引き続き、そういった本来の学童クラブの設置と、あと、知恵を使った待機児童対策と両面で進めていければと思っている。

こども施策企画課長

中田委員からご質問いただいた一時預かり事業の今後についてであるが、先ほど保育所での一時預かりのお話をさせていただいた。一時預かりについては、その保育園の一時預かりと、ファミリーサポート事業と、さらに、乳幼児一時預かり事業、大きくこの3つがあって、その中で乳幼児一時預かり事業については、資料7の4ページの、例えば、No. 14に、「午前中は利用できないことが多い」といったご意見もいただいている。乳幼児一時預かり事業については、今後、区の西部地域での乳幼児一時預かり事業の新たな開設に向けての調整というのを進めているところである。それぞれの事業において、皆様のニーズに応えられるよう、今後も引き続き検討を進めたいと考えている。

教育長

ほかにあるか。

よろしいか。

それでは、以上で、報告の⑥番と⑦番を終了する。当方でご用意した案件は以上である。

⑧ その他

教育長

その他に移るけれども、事務局から何かあるか。

事務局

現在のところ、ほかにない。以上である。

教育長

それでは、委員の皆様方、何かあるか。
仲山委員。

仲山委員

最近、起きた中学校での刃物を持った事件であるが、それに対して区としては、何か新たな対応策や防止策はやるのか。

学校施設課長

現状、学校の防犯対策については、これまでも授業中は校門を閉めるとか、そういった抑止という形をやっていたところではある。小学校に関しては、例えば、電気錠の設置ということで、いわゆる職員室とかで誰が来たか画面上で確認ができ、それで開錠するといった仕組みの導入や、あるいは、これまでもやっているが、防犯カメラの設置、これは校舎内もそうであるし、あとは通学路の監視もやっている。そのほか学校でのいわゆる防犯に関する教職員、それから児童生徒に向けての講習会、そういった様々なものを組み合わせてやってきているところである。これに関しては、校長会のほうでも周知をしている。引き続き、児童生徒の安全確保に関して取り組んでいきたいと考えている。

仲山委員

今回の埼玉の事件では、教員がけがをしてしまったが、こういった場合、教員はどのような行動を取るかというマニュアルはできているのか。

教育指導課長

区では、過去の事例などを受けて、各学校で危機管理マニュアルを作成しており、不審者が侵入してきたときに、教員の役割、子供をどう避難させるか、といったのを学校の現状に合わせて作成している。ただ、時間が経つと、共通理解が徹底されていないこともあり得るため、今回の事件をきっかけに、もう一度各学校の教員の役割、どういうふうにマニュアルが設定されているのかきちんと確認すること、それからさすまたといった道具がきちんと用意されているか、どこにあるのかといったことも含めて確認するように校長会で周知した。先ほど学校施設課長からもお話したが、門の開け閉め、受付の状況などについても、これまで以上に徹底を図るように意識啓発したところである。

教育総務課長

日常で行っている訓練についてだが、不審者が校内に侵入したとき、教員が110番をしてから警察官が来るまでの間、どのように犯人に対応するか、といった訓練をしている。昨年度はコロナ禍ということもあり、実施校は6校と非常に少なかったが、今年度は21校にプラスして、全学童クラブ、児童館、それから学校教育支援センターで行った。これは、以前は保護者を対象に始めたが、コロナ禍のため、PTAの活動も少し抑え気味だということで、今は警察と連携しながら、特に教職員向

けに実施している。今年度は、さらに児童も参加し、一緒に逃げる訓練も含めてやっている。参加者数としては、児童、教職員、保護者が来ている学校もあるけれども、2月末時点では4,444名の方にご参加いただいた。実施していない学校もあるので、校長会でこういった取組と、また、こちらにご連絡いただければ、すぐ計画するということを周知した。来年度はもう少しできるかと考えている。

教育長

中田委員。

中田委員

今の話を聞いてであるが、避難訓練を月1回やらなくてはいけないとか決まりがあると思うが、不審者に対する対応訓練というのもやはり義務化する必要があるのかなと思う。うろ覚えであるが、子供が、不審者が来たとき、扉に机とかを運んで入られないようにする訓練をしたと言っていたことがあったので、年1回実施するなど義務化したほうがいいのかと思った。

教育指導課長

確かにおっしゃるように、月に1回の避難訓練の中に、防犯防災、不審者対応というのを取り入れている学校もある。また、今ちょうど学校から、そういった計画表を提出してもらっているところのため、内容を確認しつつ、そういったことを確実に取り入れられるようにしていきたいと思っている。

教育長

ほかにないか。

よろしいか。

それでは、以上をもって、第5回教育委員会定例会を終了させていただく。